

1 需給計画

- (1) 支給認定子どもの数に係る量の見込・確保方策数について（29.7 第3回資料と同様（市全体））

(単位：人)	30 年度					
	1 号	2 号		3 号		合計
		教育 希望	保育	1・2 歳	0 歳	
★量の見込	3,101	1,733	2,992	2,099	466	10,391
●確保方策	4,750	604	2,898	1,975	509	10,736
差（●－★）	1,649	▲1,129	▲94	▲124	43	345
		520				

(単位：人)	31 年度					
	1 号	2 号		3 号		合計
		教育 希望	保育	1・2 歳	0 歳	
★量の見込	3,067	1,773	2,960	2,117	474	10,391
●確保方策	4,526	824	2,902	2,122	561	10,935
差（●－★）	1,459	▲949	▲58	5	87	544
		510				

- (2) 地域子ども・子育て支援（いわゆる 13 事業）における見直しについて

ア) 病児・病後児保育事業 ➤ 実績値を基に数値を修正

(単位：人日/年)		30 年度	31 年度
★量の見込			
	A 当初計画数値	1,216	1,197
	B 今回見直し	1,502	1,635
●確保方策			
	A 当初計画数値	1,216	1,197
	B 今回見直し	2,340	3,120
差（●A－★A）		0	0
差（●B－★B）		838	1,485

イ) 一時預かり事業（幼稚園以外） ➤ 実績値を基に数値を修正

(単位：人日/年)		30 年度	31 年度
★量の見込			
	A 当初計画数値	19,613	19,322
	B 今回見直し	8,738	8,738
●確保方策			
	A 当初計画数値	24,900	24,900
	B 今回見直し	8,738	8,738
差（●A－★A）		5,287	5,578
差（●B－★B）		0	0

ウ) 地域子育て支援拠点事業 ➤ 実績値を基に数値を修正

(単位：人回/年)	30 年度	31 年度
★量の見込		
A 当初計画数値	26,544	26,928
B 今回見直し	37,272	37,272
●確保方策		
A 当初計画数値※	68,088	68,088
B 今回見直し※	68,088	68,088
差 (●A－★A)	41,544	41,160
差 (●B－★B)	30,816	30,816

※確保方策における見直しはなし

エ) 実費徴収に伴う補足給付事業※ ➤ 新規設定

※市が定める保育料（利用者負担額）以外の、日用品や行事への参加費用等の実地徴収に係る、低所得世帯等に対する負担軽減措置
➤当初計画書において、「事業実施を検討」としていたため

(単位：人)	30 年度	31 年度
★量の見込		
B 今回見直し	60	60
●確保方策		
B 今回見直し	60	60

2 子どもの貧困対策の位置付けについて

(1) これまでの経過

- 子どもの貧困対策について、平成 27 年 3 月の市子ども・子育て支援事業計画の策定時には、国の「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく、国、県の具体的な取り組み内容が不透明であったことから、後の検討課題として、その動向を見極めながら、適切に対応する必要があるものと整理した。
- その後、国では、全ての子供達が夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、「子供の未来応援国民運動」や「子供の未来応援基金」の創設などの対策を展開しているほか、県では平成 28 年 3 月、ふくしま新生子ども夢プランに、子どもの貧困対策に関する考え方を取り込みながら施策展開を図っているところである。
- このような状況を踏まえ、本市における子どもの貧困対策について、平成 29 年 3 月に開催した第 3 回市児童福祉専門分科会で協議を行い、市子ども・子育て支援事業計画（こどもみらいプラン）への重点課題及び関連事業の位置付けについて整理したところである。



本年度が「市子ども・子育て支援事業計画」に関する中間年の見直しを行う年度であり、当該計画の見直しと合わせて、子どもの貧困対策についても関連事業等を位置付けるものである。

(2) 市子ども・子育て支援事業計画への位置付けについて

これまでの整理 (平成 28 年度第 3 回児童福祉専門分科会で了承いただいた内容)	○ 国・県の動向をまえ、本市としても子どもの貧困対策を総合的に推進する必要性について、市子ども・子育て支援事業計画の第 2 章 2 の「子ども・子育てをめぐる課題（取り組むべき重点課題）」に資料 2-①のとおり位置付ける。 ○ 庁内照会により抽出された事業のうち、現行プランの中に位置付けがなされていない事業について、資料 2-②のとおり現行の体系の中に位置付ける。
今回、新たに位置付ける事業 (2 事業)	○ 市総合計画実施計画や平成 30 年度当初予算の状況を踏まえ、本年度に行った庁内照会により抽出された次の 2 事業について新たに位置付けることとする。 ➤ みんなの居場所づくり事業（保健福祉課） ➤ 奨学金返還支援事業（教育政策課）

2 子ども・子育てをめぐる課題（取り組むべき重点課題）

(14) 子育て支援に関わる人材の創出と育成

全国的に保育士や放課後児童クラブの支援員の不足が深刻化しています。

本市においても、子ども・子育て環境の充実と、子ども・子育て支援新制度の安定的な運営を図っていくため、必要な人材の確保に努める必要があります。

具体的には、保育士の賃金の引上げや、市内の潜在保育士の掘り起しを進め、保育所等への現場復帰に向けた支援を行う事業に取り組むこととしています。

また、特に、子ども・子育て支援新制度においては、小規模保育事業など、多様なサービス形態が認められることから、こうした人材の発掘と併せ、サービス提供に必要な質の向上にも取り組む必要があります。

今後も、多様化する教育・保育ニーズへの対応、放課後児童クラブの充実等に向けて、子育て支援に関わる人材の創出と育成に取り組んでいくことが必要と考えます。

(追加)

(15) 子どもの貧困対策について

「平成 28 年国民生活基礎調査（厚生労働省）」によれば、平成 27 年の子どもの貧困率は 13.9%で、約 7 人に 1 人が貧困の状態にあるとされており、子どもの貧困対策については全国的にも関心が高まっている状況にあります。

このような状況を受け、国では、貧困の状況にある子どもの健全育成に係る環境の整備や、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定するとともに、平成 26 年 8 月には基本的な方針や、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援に関する事項等を盛り込んだ「大綱」を定めたところであり、平成 28 年 2 月には子どもの貧困に対して具体的な策を講じることを目的として「地域子供の未来応援交付金」を創設しております。

福島県においては、「ふくしま新生子ども夢プラン」を、平成28年3月に改訂し、子どもの貧困対策推進法に基づく都道府県子どもの貧困対策計画としても位置付けたところであり、平成28年度には国の「地域子供の未来応援交付金」を活用し、県内の子供の貧困に関する実態調査を実施しております。

こうした動向を踏まえ、本市においても、国の「大綱」のとおり、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を充実し、誰もが夢や希望を持って成長していける社会の実現のため、国・県と役割分担しながら、子どもの貧困対策を総合的に進めていく必要があります。

○子どもの貧困対策位置付け事業一覧

こどもみらいプランに新たに位置付ける事業

国の大綱に掲げる重点施策	No.	事業名	担当課	事業内容	こどもみらいプラン上の位置付け
教育の支援	①	学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業	生涯学習課	学校・家庭・地域と公民館とが互いに連携しながら、地域の人財や施設、環境等を生かしたより良い教育機会・環境を子どもたちに提供するとともに、こうした取組みが活発に行われるための学校・家庭・地域の連携・協力体制づくりを推進します。	基本目標Ⅱ－５－(2) (p83) 基本目標Ⅲ－５－(1) (p103)
	②	いわき・わくわく「しごと塾」事業		子どもたちが地域ごとの特色等に合わせた「しごと」や地域の人々の営みに触れる機会を設けることで、子どもたちの多様な職業観を涵養するとともに、郷土に対する誇りや愛着、帰属意識を醸成します。	基本目標Ⅱ－２－(1) (p64) 基本目標Ⅱ－３－(2) (p70) 基本目標Ⅱ－５－(3) (p84) 基本目標Ⅲ－５－(1) (p102)
	③	就学援助費	学校教育課	経済的理由により就学が困難と認められる世帯に対し、就学に係る費用の一部を援助します。	基本目標Ⅱ－５－(2) (p83)
	④	市奨学資金	教育政策課	経済的理由により修学が困難と認められる者に対し、奨学資金を貸与します。	基本目標Ⅱ－５－(2) (p83)
	⑤	奨学金返還支援事業	教育政策課	奨学金返還に係る負担軽減を図るとともに、若者の定着を図る施策として、本市への就職者を対象として、奨学金返還を支援する。	基本目標Ⅱ－５－(2) (p83) 新規
	⑥	子どもの学習支援事業	保健福祉課	生活困窮世帯の子どもたちが将来自立した生活ができるよう、貧困の連鎖防止を図るため、家庭訪問による学習支援と併せ、保護者の教育や養育の相談を行います。	基本目標Ⅱ－５－(1) (p80) 基本目標Ⅲ－４－(1) (p98)
生活の支援	⑦	生活困窮者に対する自立相談支援事業	保健福祉課	自立相談支援窓口となる「生活・就労支援センター」を設置し、生活保護の受給には至らないものの、仕事や生活にお困りの方からの相談を受け、自立に向けた支援を行います。	基本目標Ⅲ－４－(1) (p98)
	⑧	住居確保給付金事業	保健福祉課	離職の日から２年以内で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象に、３か月を限度として住宅確保給付金を支給するとともに、生活・就労支援センターの就労支援員等が、就労機会の確保に向けた支援を行います。	基本目標Ⅲ－２－(1) (p90) 基本目標Ⅲ－４－(1) (p98)
	⑨	みんなの居場所づくり事業	保健福祉課	ひきこもり、不登校、高校中退者、障がいが疑われる者、ニートなど社会生活を円滑に営む上で困難を要する者や社会的な孤立状態にある者、複合的な課題を抱え制度の狭間におかれてきた人たちに対し、気軽に集い、社会や地域とのつながりのきっかけとなる「居場所」を提供し、生活困窮に至る前の自立を支援します。	基本目標Ⅱ－２－(1) (P65)新規
	⑩	家庭相談員等の配置	こども家庭課	家庭における児童の養育問題について、家庭相談員を５地区保健福祉センターに配置するほか、主任児童委員や民生児童委員と連携し、児童虐待やドメスティック・バイオレンスに対する相談体制の充実を図ります。	基本目標Ⅱ－１－(2) (p63) 基本目標Ⅱ－３－(1) (p69)
	⑪	母子世帯等の市営住宅への優先入居の実施	住宅営繕課	母子世帯等を対象とした市営住宅の優先入居物件について、母子世帯等に限定して公募を行い、母子世帯等の入居を推進します。	基本目標Ⅲ－２－(1) (p90)
	⑫	いわきネウボラ（出産・子育て総合支援事業）	こどもみらい課 こども家庭課	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、ワンストップ窓口を７地区保健福祉センターに設置し、面接を基本とした相談体制や、妊婦や子育て世帯の様々なニーズに応じた支援サービス等に適切につなげるほか、継続的な支援を行います。	基本目標Ⅰ－１－(1) (p53)
保護者に対する就労支援	⑬	生活困窮者に対する自立相談支援事業	保健福祉課	自立相談支援窓口となる「生活・就労支援センター」を設置し、生活保護の受給には至らないものの、仕事や生活にお困りの方からの相談を受け、自立に向けた支援を行います。	基本目標Ⅲ－４－(1) (p98)
	⑭	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	こども家庭課	離婚等により家計と子育ての担い手となったひとり親家庭の親の就業支援として、親の主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用の一部を訓練給付金として支給します。	基本目標Ⅲ－４－(1) (p98)
	⑮	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業		ひとり親家庭の親が、看護師等、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、当該資格に係る養成訓練で修業する場合に、資格取得を容易にすることを目的として促進費等を支給します。	基本目標Ⅲ－４－(1) (p98)
経済的支援	⑯	児童扶養手当	こども家庭課	父又は母と生計を同じくしていない児童等が養育されている家庭の生活の安定と自立を助長するため、児童を養育している者に対して経済的支援を行います。	基本目標Ⅲ－４－(1) (p97)
	⑰	父子・母子福祉手当		父子、母子家庭等で児童（義務教育終了まで）を扶養している、生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税・均等割世帯の者の経済的自立を助長するとともに児童の福祉の増進を図るため、父子母子福祉手当を支給します。	基本目標Ⅲ－４－(1) (p97)
	⑱	父子・母子家庭等入学児童祝金		児童の健全育成を助長するとともに福祉の増進を図るため、父子、母子家庭等で入学児童（小・中学校）を扶養している方に対し、入学祝金を給付します。	基本目標Ⅲ－４－(1) (p97)
	⑲	父子・母子等奨学資金		父子、母子家庭等で児童を扶養している生活保護法の要保護者の経済的自立の助長を図るために、児童（高等学校）の奨学資金を支給します。	基本目標Ⅲ－４－(1) (p98)
	⑳	母子父子寡婦福祉資金貸付事業		母子家庭、父子家庭並びに父母のいない児童及び寡婦等の困りごとに対し、母子・父子自立支援員が相談に応じ、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、各種資金の貸付も行います。	基本目標Ⅲ－４－(1) (p98)
	㉑	保育所・幼稚園等利用者負担額	こども支援課	経済的負担の軽減を図るため、新制度で運営する保幼施設のひとり親世帯や多子世帯等の状況に応じて、利用者負担額の全部又は一部を減免します。	基本目標Ⅰ－２－(1) (p56)
	㉒	幼稚園就園奨励費補助金	こども支援課	経済的負担の軽減を図るため、所得等に応じて、新制度に移行しない私立幼稚園の利用者負担に対し、授業料の全部又は一部を減免します。（私学助成を適用される私立幼稚園に限る）	基本目標Ⅰ－２－(1) (p57)
	㉓	ひとり親家庭等医療費助成事業	保健福祉課	ひとり親家庭の親及び児童、あるいは父母のいない児童に対し、その健康の保持及び児童の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	基本目標Ⅲ－４－(1) (p98) 基本目標Ⅲ－４－(3) (p100)